

秋田県告示第448号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき、公示する。

平成30年9月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

(介護療養型医療施設)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	辞退年月日
0510410061	医療法人健永会大館記念病院	大館市御成町三丁目2番3号	医療法人健永会	平成30年8月31日